

■生産緑地地区追加指定に関する基本方針（平成14年5月）

生産緑地地区に関する都市計画決定については、平成4年末までに完了させることが必要とされ、日野市においても市街化区域内農地の半分近くが生産緑地地区の指定を受け、その後の運用が行われてきている。

日野市が今後良好な市街地を形成していく過程の中で、そこに生活する市民に心の安らぎと健康を維持する緑あふれるオープンスペースとして重要な位置を占める市街化区域内農地をより多く確保することが求められている。

農業振興の面からも、意欲的な農業者が安定した農業経営を行っていけるように、市街化区域内農地を「都市農業推進計画」に基づき保全する必要がある。

また、日野市の農業を市民に密着した都市農業と位置付けるうえからも農業の状況を広く市民に認識してもらい、市民と農業者が交流できる場、市民が新鮮な地元農産物を味わえる真に豊かな暮らしの向上に役立つ場として確保する必要がある。

まちづくりの面からも、都市計画事業の進捗状況、区画整理事業において実施される「農のあるまちづくり」の推進、現在のまちの熟成度から予測される将来の快適なまちづくりの受容などから判断すると、円滑な実施を目指した市街化区域内農地の積極的な確保が望ましい。

さらに、防災面からも、阪神大震災の経験から災害等の非常時の火災延焼防止機能、避難路及び避難所、仮設住宅等の候補地として都市のオープンスペースの確保が叫ばれるなかで、市街化区域内においてその役割を果たせるものは生産緑地地区以外にない。

そこで、可能な限り市街化区域内農地を生産緑地地区に指定していくことが今後のまちづくりの上での重要な課題の一つと捉え、別に定める指定基準により、より多くの生産緑地地区の指定を図る。

また、生産緑地地区指定にあたっては、都市緑地保全法に基づく「日野市みどりの基本計画」及び都市計画法に基づく「日野市都市計画マスタープラン」との整合性に留意するものとする。